

知的財産戦略本部構想委員会（第3回）

日時：令和6年4月26日（金）10：00～12：00

場所：中央合同庁舎8号館5階 共用A会議室（対面/オンライン）

出席：

【委員】

伊藤委員、梅澤委員、加藤委員、塩野委員、杉村委員、竹中委員、田中委員、田路委員、中村委員、波多野委員、福井委員、本田委員、松山委員、村松委員、渡部座長

【事務局】

奈須野事務局長、佐野次長、池谷参事官、山本参事官、白鳥参事官、尾川企画官

1. 開会

2. 議事

（1） 「知的財産推進計画2024」に向けた検討等について

（2） 意見交換

3. 閉会

○池谷参事官 ただいまから、知的財産戦略本部第3回「構想委員会」を開催いたします。

改めまして、本日は、御多忙のところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、知的財産推進計画2024に向けた検討等について、テーマごとに事務局から資料を御説明した後、委員各位の意見交換とさせていただき、有識者の皆様からの様々な意見を頂戴したいと考えております。

まず、委員の出欠についての連絡であります。本日は、加藤委員、杉村委員、福井委員、村松委員はオンラインでの御参加、出雲委員、遠藤委員、黒橋委員、立本委員、林委員は御欠席です。また、加藤委員は途中退席と伺っております。

続きまして、本日使用する資料を御確認ください。事前に事務局からのメールで御連絡したとおり、本日の資料は、まず、資料1～資料9、加えまして、本日御欠席の遠藤委員及び林委員から、資料10、資料11のとおり、資料を提出していただいております。なお、資料5、資料6、資料7の3つにつきましては、画面共有はせず、委員限りとしておりますので、御配慮をよろしくお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、渡部座長にお願いいたします。

座長、よろしくお願いいたします。

○渡部座長 おはようございます。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

初めに、資料1～資料3に関して、事務局より、説明をお願いいたします。

○池谷参事官 まず、資料1を御覧ください。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目を見ていただきますと、タイトルとして「研究開発を将来に向けた資産形成と捉える企業マインドの醸成」とございます。前回のときにも、エーザイの「ESG EBIT」、また、SOMPOホールディングスのインパクト加重会計はお話しいたしましたが、研究開発を、単年度の費用ではなく、将来に向けた資産の形成と捉える企業マインドの醸成が非常に重要だと考えております。こうした企業マインドの醸成に向けて、いかなる対応策を講ずるべきか。こういった議論を御意見いただくときに、一つ、いろいろと検討して、事務局の中で、日本とヨーロッパのIFRS適用企業の開発費の資産化率等の状況について、データをまとめたものでございます。日本の会計基準ですと、基本的には単独の会計では研究開発費については費用計上をしておりますが、IFRS基準で、例えば、連結会計をつくっている場合につきましては、一定の要件を満たした場合には開発費の一部は資産計上できるという会計のルールになっております。その中で、欧州企業と日本企業について、例えば、例示で、自動車業界と自動車部品業界について比較をしたものがこの棒グラフでございます。なぜこの2つの業界を選んだかというところではありますが、1ページ目の脚注を見ていただきますと、少し小さい字になっておりますが、企業会計基準委員会で、以前、10年ほど前につくられた分類の中で、4分類がありまして、例えば、社内発生開発費の資産計上をほとんど行っている業界の代表例としての自動車、また、社内発生開発費の資産計上を行っていない企業と行っていない企業が混在している例としての自動車部品業界を選んだものでございます。ここで見ていただきますと、自動車・自動車部品ともに欧州企業のほうが資産化率は高い数値になっております。また、括弧でmと書いておりますものが調査企業数のうち資産化率を積極的に率として開示している企業なのですが、これも、欧州では幾つかの企業がありますが、日本企業ではこういった開示がないという状況になっております。ここで申し上げたいことは、この開発費の資産化率が高いからよい、低いから悪いというわけではございません。まず、この率の分母としては、研究開発費、R&DのRとDが分母でございます。それに対して、分子に挙げられますものはD、開発費のうちIFRSの6要件を満たすものが資産化率が高くなっておりますので、例えば、企業によっては、リサーチの部分はM&Aで外から買ってくる。日本企業は、結構、Rの部分、もともと研究部分に力を入れている比率が高くなっていて、各会社の研究開発戦略にも関わる話です。この率だけの評価というものではございません。その上で、幾つか、企業、監査法人、投資家の皆さんにお話を伺った主なコメントとしましては、こういった開発費の資産化に関する情報としては、例えば、投資判断や社内の管理にも利用できる可能性というコメント、研究開発費も設備投資と同様に長期間で考える必要性が非常に重要だというコメントもございました。さらに、3番目としては、IFRSの適用をきっかけに、社内で議論した上で、今後はどのような付加価値の高い技術を開発しそれで企業の将

来価値創造につなげるかといった議論につながったといった御意見がございます。

2 ページ以降につきましては、参考ですので、説明は割愛いたします。

続きまして、資料2を御覧ください。「産学官連携による社会実装の促進を巡る議論」に関する資料でございます。

1 ページ目を見ていただきますと、昨年3月につくりました大学知財ガバナンスガイドラインのフォローアップの状況でございます。

前は大学関係のヒアリング結果のお話をいたしましたですが、今回は、2 ページにありますように、大学だけではなくて、研究者、企業の方、いろいろな方にヒアリングをした意見交換の結果をまとめたものでございます。左側を見ていただきますと、「全般」から始めまして、幾つかの項目で意見や要望を整理したものであります。特に、3 番目、「共同研究に係る知財の権利帰属と実施権限」を見ていただきますと、実際にこのガイドラインに基づいた好事例及びその成功要因の共有、企業側の御意見として、大学側の硬直的な契約交渉の緩和を望む声といった意見が聞こえました。

続いて、3 ページを御覧ください。大学の海外出願支援の強化、大学等における職務発明に関する意見をまとめたものであります。まず、左側を見ていただきますと、日本の大学は、PCT出願トップ30の中で、今、2 校だけになっております。左側にあります17位の東大、27位の阪大、この2 つであります。スタートアップの方からヒアリングをいたしますと、積極的に日本国内だけではなくグローバルに権利を取っておかないと、その権利を基にグローバルでビジネスをしようとしたときに、権利が取れていないとそもそもその市場が取れないというお話もありましたので、この権利の国際的な獲得は重要なものでございます。右半分を見ていただきますと、大学等における職務発明に関する意見というところで、例えば、ある先生がA 大学からB 大学に移籍するとき、研究者の転退職時の知財の取扱いについても、いろいろな意見をいただいているところでございます。

続いて、4 ページを御覧ください。こういった現状と課題を踏まえた今後の活動の方向性については、まず、これまでにつくったガイドラインの周知活動を引き続き進める点、例えば、3 番目にありますような好事例の収集とその結果を公表する点、また、JSTと特許庁で行っておりますような国際特許出願の支援を強化していきたいと考えております。

5 ページ以降は、参考資料ですので、説明は割愛いたします。

続きまして、資料3「高度知財人材の戦略的な育成・活用を巡る課題」について、御説明いたします。

まず、1 ページを御覧ください。高度知財人材といったときに、大きく3 つのカテゴリーに分類いたしまして、1 番目に研究開発における人材育成・流動化、特にPh. D.ホルダーのようなことを念頭に置いておりますが、博士人材の活躍に向けて、どのような対策を講ずるべきか。2 番目が、コンテンツ開発や利活用における人材育成、あえて申し上げますと、クリエイターまたはそれをサポートするプロデューサーといった方々の人材育成をどのようにすべきか。3 番目、知財活用を支える人材基盤の強化で、人材の裾野拡大、例え

ば、個人の発明家の方、2番目は人材の多様性や包摂性をどのように進めていくのか。さらには、スタートアップの事業化をサポートする支援人材について、まとめました。

2ページを御覧ください。主要国における博士人材の推移ではありますが、このグラフを見ていただきますと、縦軸が人口100万人当たりの博士号の取得者数です。日本の2000年代を見ていただきますと、赤い線ですが、最初は韓国やアメリカと同じような水準にあったのですが、今、減少傾向にありまして、例えば、主要国と比べると3～4割程度にとどまっている状況でございます。

続いて、3ページを御覧ください。これに対する課題と対応策なのですが、例えば、修士までは行っても、博士課程に行くときに、経済的な負担、キャリアパスの不透明さが課題でありまして、今後の予定としては、例えば、産業界とも連携したガイドラインづくり、長期の有給インターンシップ、また、経済的支援、キャリア整備を進めていきたいと考えております。一番下の参考にあります、今年の3月に文科省から発表された2040年に人口当たりの博士号取得者数を世界トップレベルに上げるといった目標も、定められたところでございます。

4ページ、5ページは、参考資料ですので、割愛いたします。

6ページを御覧ください。続きまして、コンテンツ開発や利活用における人材育成で、コンテンツ産業におけるビジネスモデルの変革、産業全体の構造改革の人材育成で、性別・年代別にまとめましたクリエイター活動経験で、10代、20代のところで数値が高いです。

こういった方が実際にさらにすばらしいクリエイターになるために何をすべきかというところで、7ページを見ていただきますと、真ん中に、課題としまして、クリエイター育成のための枠組み、2番目にプロデューサー育成強化、さらには、待遇の改善といった課題がある中で、今後の方向性としましては、例えば、複数年にわたって弾力的かつ継続的に支援するような取組、さらには、様々な課題抽出、改善のための方策の検討を進めていく必要があると考えております。

8ページを御覧ください。知財活用を支える人材基盤の強化で、一つ、個人による出願件数（発明）というところを見ていただきますと、この件数が減っておりまして、特許の出願件数全体も少し減少しておりますが、それを上回るスピードでの減少になっているという点でございます。

9ページを御覧ください。多様性に関する状況で、グラフが2つありますが、左側の女性研究者の割合について、今、日本は主要国と比べて低い状況になっている。2番目、右側を見ていただきますと、イノベーションによる売上高が全体に占める割合と書いておりますが、赤い棒グラフのほう、経営層の多様性スコアが平均以上の企業は、この割合が高くなっているというものでございます。

続いて、10ページを御覧ください。スタートアップ支援の状況で、設立前に経営戦略と知財戦略の組み込みができていないスタートアップは半分程度で、VCからの投資判断においては、この知財の有無でバリュエーションが大きく異なっているというところで、これを

いかに組み込んでいくかということが重要でございます。

11ページを御覧ください。こうした現状を踏まえた課題と対応策で、例えば、知財活動に誘導する新たなきっかけづくり、人材の多様性の強み、包摂性の絶え間ない改善、さらには、専門家の多様なアドバイスの円滑な提供が課題に挙げられまして、今後の方向性としましては、裾野拡大につきましては、知財教育を普通科高校まで拡充する点、知財戦略人材につきましては、これまで特許庁がやっていたIPAS事業について、独立行政法人のINPITに移管することによって採択頻度を高めてユーザーの利便性を向上させるといった工夫を考えております。さらには、一番下にあります、特許審査官によるスタートアップに対する審査段階でのプッシュ型支援をしていってイノベーションを促進していくといったことを考えております。

12ページ以降は、参考ですので、割愛いたします。

まず、冒頭、事務局から、資料1～資料3については、以上でございます。

○渡部座長 続いて、文部科学省より、資料4の説明をお願いいたします。

○文部科学省 文部科学省科学技術・学術政策局の参事官付の補佐をしております、植田と申します。

本日は、「研究インテグリティの確保に係る令和5年度フォローアップ調査結果（大学分）について」ということで、御紹介のお時間をいただきました。

本調査は、令和3年度に決定されました研究インテグリティに関する政府方針に基づく調査でございまして、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局が取りまとめを行っている調査でございます。令和4年度から実施しておりまして、今回で2年目です。昨年度は内閣府が大学及び研究機関等の全体結果を取りまとめて公表しておりましたが、令和5年度に関しましては、昨年6月に産総研の事案があったことを踏まえまして、国立研究開発法人を含む研究機関のみの結果を内閣府が年末に先んじて公表し、大学分の調査結果は2月に取りまとめを行い、集計を対応した文部科学省から公表いたしました。国立研究開発法人等の結果につきましては、こちらの会議で2月に内閣府より報告がなされたと承知しておりますので、本日、この場をお借りして大学の結果について御説明させていただくことといたします。

2ページを御覧ください。こちらが、先ほど御紹介した政府の対応方針です。大きく3つのポイントがございまして、1つ目が研究者自身による適切な情報開示、2つ目が大学・研究機関等のマネジメントの強化、3つ目が資金配分機関による申請時の確認、この3つから成っております。今回のフォローアップ調査は、2つ目の大学・研究機関等のマネジメントの強化についての調査となっております。

3ページ目を御覧ください。こちらが今回のフォローアップ調査項目でございまして、全部で6項目ございます。項目自体は、国立研究開発法人等の研究機関と全く同じ内容となっております。最初の3問は基本的な取組状況について等になっておりまして、後半の3問が、令和5年度に追加されたもので、産総研の事案を踏まえまして取組についてより

詳しい内容を問うような項目となっております。

まずは、国立大学についての結果を御紹介いたします。

5 ページを御覧ください。国立大学につきましては、こちらの問 1～問 3 は令和 4 年度から質問しております。関係者に適切な理解を促す取組をしているか、関連する規程があるか、また、リスクマネジメントを行う組織体制があるかという問いでございますが、約 9 割の大学が令和 5 年度中に実施・整備済みという結果となっております。

6 ページを御覧ください。こちらが昨年新しく追加された問いで、より具体的にどのような体制を整備しているかを問うているのですが、そちらについても、国立大学については、約 8 割の大学に整備済みという回答をいただいております。

7 ページを御覧いただきますと、前半の 3 問について、令和 4 年度と令和 5 年度の結果を比較しておりますが、おおむね 40 ポイント増加しているということで、かなり前進が見られます。

次に、8 ページ目以降ですが、国立大学に加えて、理工系の学部をもつ公立大学と私立を合わせた全体の 335 校について、集計した結果でございます。

9 ページを御覧ください。国公私立大学につきましては、令和 4 年度から問うているものについては、5 割の大学が実施・整備済みと回答をいただいております。

10 ページを御覧いただきますと、新しく追加された問いについては、約 4 割の大学が整備済みということで回答をいただいております。

11 ページを御覧いただきますと、国公私立大学においても、令和 4 年度と令和 5 年度を比較すると約 20 ポイント前進しているということで、大学における研究インテグリティの体制整備も一定程度は進んでいると文部科学省としても認識しております。今後も、内閣府とも連携して、しっかりと取組を進めていきたいと考えております。

文部科学省からの発表は、以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

最後に、知的財産推進計画 2024 の検討状況に関して、資料 5 の説明です。

事務局から、お願いいたします。

○池谷参事官 それでは、資料 5 を、事務局より、説明いたします。

少し大部になりますが、お手元に「知的財産推進計画 2024 の検討状況」という資料の御準備をお願いいたします。

まず、1 枚めくっていただきまして、目次を見ていただきますと、今年は、大きく柱立てを決めておりますが、知的財産の創造・保護・活用、4 番目、横断的なテーマとしての人材の育成活用、5 番目、新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略という構造となっております。

1 ページ以降が、「はじめに」という基本認識のところでございます。ここは、説明を割愛いたします。

4 ページを御覧ください。まず、1 番目の柱としての「1. 収益財産の創造」、特に「(1)

国内のイノベーション投資の促進」で、先ほどもお話ししました研究開発投資の決定はそもそも中長期的な視点でより戦略的に投資を行うことが必要な中で、こちらの4ページにある図のように、日本の研究開発は横ばいになっていて伸び悩んでいる。

他方、5ページを見ていただきますと、日本企業の海外への研究開発費が増えているというところで、日本の国内の研究開発環境の優位性が下がり、先端技術・情報が海外に流出することが懸念されている状況になっております。

その中で、6ページを御覧ください。前回の構想委員会でもお話ししましたイノベーション拠点税制は、企業の中である研究開発を行ってそこから生まれてきた特許権と所得がどのようになっているのかといったことを可視化しながら、税制上のメリットが生まれてくるものでございますけれども、こういった今後対象となる所得についても検討がされていくものと思いますが、イノベーションマネジメントの高度化という観点からは、6ページに記載がありますように、研究開発投資の生産性を可視化できる仕組みが大事になってきております。特に、どの研究開発が知財の創出につながったのか、その上で、どの知財がどの程度の収益につながったのかということをしちんとトレースしていくための情報管理の重要性について、触れております。また、17行目に、「費用」ではなく「資産」の形成と捉える企業マインドの変革について、説明をしております。

その上で、7ページを御覧いただきますと、先ほどの棒グラフもございますが、いかに企業の中でも研究開発を資産として捉えていくのか、これをどのような価値評価として考えていくのかということをし、施策の方向性にも記載をしております。

続きまして、8ページ、「(2) 知財・無形資産への投資による価値創造」でございます。ここの12行目に書いてありますが、これまでの30年間、コストカット型経済でコストカットにより利益を出してきましたが、今後は、持続的な賃上げ、活発な研究開発投資、設備投資が牽引するような成長型経済への変革が必要であります。そのためには、どのような活動をしているのかということをし可視化し、さらには、投資家との建設的な対話の重要性について、言及をしております。特に8ページ目の下のグラフを見ていただきますと、マークアップ率の国際比較で、1980年と2016年の比較なのですが、日本は1.03から1.33まで、この36年間の間で、世界平均よりも伸び率が低くなっている状況について、説明をしております。

続きまして、10ページを御覧ください。サステナビリティを取り巻く現状について説明をしておりますが、特に、この中ですと、③SXの状況であります。

最近ですが、経済産業省と東京証券取引所が取り組んでいるSX銘柄ですが、11ページに記載しておりますように、この4月23日に、SX銘柄が、15社、公表されたところであります。インパクト投資につきましては、そもそも投資収益と社会・環境的な効果の両方を両立するインパクト投資への注目が高まっております。最近、金融庁が、この3月に基本指針を公表し、また、昨年11月に幅広いインパクトコンソーシアムを設立しているといったインパクト投資の動きの中に、研究開発や新規事業創出を通じて新しい知的財産で社会課

題を解決していくことを重要性に触れております。また、23行目以降を見ていただきますと、金融庁がこの通常国会に提出しております企業価値担保権の話であります。ポイントとしましては、不動産担保や経営者保証に安易に依存しない、事業性に着目した融資の推進を図っていくという法案でございます。

12ページ以降は、それを具体的に施策の方向性にまとめたものでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。「(3) AIと知的財産権」であります。ここににつきましては、後ほど資料8で御説明いたしますので、説明を割愛いたします。

少し先に行きますが、18ページを御覧ください。18ページからが、「2. 知的財産の保護」で「(1) 技術流出の防止」であります。研究セキュリティ・インテグリティについての記載がございますが、企業や大学とオープンイノベーションをグローバルにやっていくことの重要性に言及しておりますが、同時に、グラフの下にあります健全な研究環境基盤が損なわれる懸念や技術流出のリスクを解消する必要の両方を両立することが重要になっております。

また、19ページを見ていただきますと、営業秘密侵害事犯の検挙事件数及び相談受理件数は高まっていて、情報管理の重要性が指摘されております。また、統合イノベーション戦略推進会議の中で研究インテグリティの重要性を説明してきておりますが、さらに、14行目以下を見ていただきますと、グローバルにも、G7をはじめ、OECDなどでも国際的に議論されております。最近ですと、昨年5月のG7の大臣コミュニケにおいて、研究セキュリティと研究インテグリティのための共通の価値観及び原則並びにそれらの普及の重要性が指摘されております。先ほどもお話がありましたが、昨年6月に産総研の中国人研究者による不正競争防止法違反の逮捕も踏まえて、インテグリティに関する強化を実施しているところでございます。

続いて、20ページを御覧いただきますと、これも前回に御報告いたしました、17行目にありますような外国の法令遵守のために日本の不正競争防止法に違反する行為がなされないように、法律の逐条解説において解釈を明確化したところでございます。さらには、31行目を見ていただきますと、最近の政府の動きとしまして、国立研究開発法人の機能強化に向けた取組についてというものを策定するなど、政府全体での取組を強化しております。

続きまして、21ページを御覧ください。安全保障に係る技術の流出防止で、今月、4月24日に公表されました経産省の審議会の報告の中で、技術管理強化のための官民対話スキームの構築の話を説明しております。加えて、経済安全保障分野における重要技術の研究開発成果の活用の促進、同時に、技術流出防止の双方の検討状況について、記載しております。さらには、30行目以下で、今年5月から施行予定になっております特許出願非公開制度に関する現状と課題をまとめた上で、22ページ以降に、施策の方向性をまとめたものがございます。

続きまして、23ページを御覧ください。「(2) 海賊版・模倣品対策の強化」の中で、

グラフが2つございますが、特に上を見ていただきますと、最初にアクセス回数が非常に増えてきたタイミングから、例えば、ベトナム系のサイト、中国系サイトが摘発されまして、これに対するアクセス数は、一時期は4億回を超えたものが、1億回程度まで大分減少してきております。最近の大きな課題としましては、むしろ日本人向けではなくて海外発の海外向けの海賊版サイトへの対応が喫緊の課題となっております。棒グラフが2つ並んでいるものを見ていただきますと、日本人向けの上位10サイトの合計と英語翻訳大手の5サイトの合計で見ますと、明らかに右側のほうのグラフが大きくなっておりまして、これに対する被害額としても、2022年だけで約2兆円と言われております。これに対する対策が非常に重要になってきて、フェーズが変わってきております。

また、24ページを見ていただきますと、こういったインターネット上の海賊版に対する対策の最近の状況についてまとめたもので、施策の方向性で、対応した施策を記載しております。

続きまして、27ページを御覧ください。「(3) 産業財産権制度・運用の強化」で、まず、特許から始まりまして、続きまして、意匠、商標と順番にグラフがございますが、こういった出願件数が横ばいになっているところを見ますと、こういったものをきちんと新規に審査するときの参考文献の数も増えておりますので、行政事務を効率化しながらしっかりと高い技術で審査をしていくことについて、お話ししております。

30ページ以降は、それに対応した施策の方向性をまとめたものでございます。

続きまして、32ページを御覧ください。「(4) 知財紛争解決に向けたインフラ整備」で、下にグラフが2つございますが、判決で認容された金額、右側の和解において支払うことが約された金額を見ていただきますと、判決では和解と比較してより高額な金額が認容されていることが分かっていただけだと思います。

背景としては、33ページに記載がございますが、令和元年の法律の改正によって算定方法が見直されたことについて、説明しております。

続きまして、34ページを御覧ください。ADRに関するお話をここから説明しております。

同様に、35ページを見ていただきますと、上段のほうで国際仲裁、25行目以下のところに標準必須特許に関する話について、記載しております。

続きまして、38ページを御覧ください。「3. 知的財産の活用」で、まず、「(1) 産学連携による社会実装の推進」ですが、先ほど資料3で御説明しましたので、この部分については、説明を割愛いたします。

続いて、少し先に行きますが、46ページを御覧ください。「(2) 標準の戦略的活用の推進」で、現状と課題を書いておりますが、様々な領域、産業、社会、技術等でのルール形成が活発化してきている。特に、社会の価値観に関わるようなグローバルの影響が非常に強くなっております。例示で書いてありますが、サステナビリティ、気候変動、循環経済、生物多様性、自然資本といったものについても、ルールづくりが活発になってきております。

こういった国際標準をつくる動きがグローバルに動いているということで、48ページを見ていただきますと、主要国における競争で、例えば、近年、2021年から2023年の間に、中国、EU、米国、それぞれが国家としての標準戦略を発表しております。例えば、自国の国際競争力の強化による経済安全保障の確保も強く意識し、産業政策やイノベーション政策と一体に進めているといった点に特徴があると考えております。こういったことを考える中で、日本におきましても、2006年に知財本部で国際標準総合戦略を出して以降、時間がたっておりまして、今後、さらにこういった国家標準戦略に日本の中でも取り組んでいくことを書いております。

その中の大きい課題は3つございますが、1つ目として、産学官の行動変容、49ページを見ていただきますと、2つ目の課題として、資源（人材、資金、体制等）の脆弱さ、3番目に、事業活動を促進する支援基盤の弱さについて、現状と課題をまとめております。

50ページ以降を見ていただきますと、施策の方向性で、今後、きちんとアドバイザーを行える有識者のネットワークを整備する、国家標準戦略も策定していくということを記載しております。

続きまして、55ページを御覧ください。「（3）デジタルアーカイブ社会の実現とデータ流通・利活用環境の整備」です。

まず、デジタルアーカイブについて、56ページを見ていただきますと、ここに図が入っておりますが、2020年にジャパンサーチというものを正式に公開しております、この中では、国が保有する様々な分野のコンテンツのメタデータを検索・閲覧・活用できるようなポータルサイトを運営しているところでございます。

また、コロナの中で、デジタルアーカイブの役割を再認識したことも社会的な変化であります。57ページ以降を見ていただきますと、今後、社会全体において、コンテンツをデジタルアーカイブ化することの重要性、現時点でのジャパンサーチの連携先が少し限定されておりますので、今後、例えば、商用のコンテンツとの連携の重要性・必要性についても、説明しております。

続きまして、58ページに移っていただきますと、コンテンツのアーカイブ化を進めていくときのポイントとしまして、例えば、「つなぎ役」、「活用者」、「拡げ役」といったことを支援していくことの必要性について説明するとともに、政府で本年2月から拡充いたしました、デジタルアーカイブ戦略懇談会、デジタルアーカイブ推進に関する検討会の動きについても、記載をしております。また、58ページの下の方、データ流通・利活用環境の整備につきましても、これまで、2022年3月に、知財事務局とデジタル庁においてルール実装ガイダンスを策定いたしまして、デジタル庁を中心に、いろいろな分野での社会実装を進めております。

具体的には、59ページの下にありますスマートシティ。

続いて、60ページを見ていただきますと、防災、医療、教育といった分野での取組を行っております。また、②研究データについて、公的資金による研究データについての管理・

利活用に向けた取組を記載しております。

続いて、61ページを見ていただきますと、限定提供データについての記載でございます。2023年6月に、不競法を改正いたしまして、営業秘密と一体的な情報管理を可能とするような、使い勝手のいい仕組みをつくったところでございます。

62ページ以降を見ていただきますと、こうした現状と課題に対応した施策の方向性について、記載しております。

続きまして、65ページにお進みください。「(4) 中小企業／地方(地域)／農林水産業分野の知財活用強化」についての記載でございます。中小企業が、全企業のうちの99.7%で、イノベーションの源泉として我が国におけるイノベーション・エコシステムにおける極めて重要な存在であります。しかしながら、知財に関する情報・知識・人材の不足、資金の不足などによって、必ずしも十分な対応を取れていないということもありまして、これをいかに日本全体で支援していくか。

66ページに記載しておりますが、例えば、中小企業庁で行っております全国のよろず支援拠点においてもサポートすること、昨年3月に、特許庁、INPIT、日本弁理士会、及び日本商工会議所による知財経営支援ネットワークを立ち上げておりますが、こういったネットワークをさらに拡充していくこと、加えて、28行目にありますような知的財産取引に関するガイドラインの徹底というところで、大企業による優越的な地位の濫用がないようにといったことの現状と課題をまとめて、対応施策を記載しております。

続きまして、67ページを見ていただきますと、農林水産業分野の知財活用強化についての記述がございます。

特に、ポイントとしましては、69ページに行っていただきますと、こういった種苗法に関するライセンス侵害の監視を行うような育成者権管理機関の取組を農研機構が関係機関と連携して開始し、さらに、昨年12月には、海外ライセンス指針を策定したところでございます。②から、GI保護制度の普及について、書いてあります。

次の70ページを御覧いただきますと、最近の動きとしまして、食料・農業・農村基本法の見直しの中で、基本的な施策の一つとして農産物の付加価値の向上(知財保護・活用等)を掲げることになりまして、農業分野の基本法の中でも知的財産の重要性について記載しております。こういった現状と課題に対応した施策の方向性を、70ページ以降に記載しております。

続いて、74ページを御覧ください。「4. 高度知財人材の戦略的な育成・活用」でございます。ここにつきましては、先ほど別途資料で御説明しましたので、説明を割愛いたします。

続いて、87ページまでお進みください。ここからは、「5. 新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略」についての記載がございます。ここにつきましては、後ほど、資料6、資料7で、詳細について、御説明いたします。

特にこの新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略と知財推進計画の関係について分

かりやすくするために、88ページを見ていただきますと、14行目に書いてありますような新たなクールジャパン戦略に関する記載もありまして、今回は両方とも知財本部での決定を調整しているところでございます。

少し駆け足になりましたが、事務局からの資料5の説明は以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明いただいた内容について、御発言をいただければと思います。オンラインで出席の方は、挙手ボタンを押していただき、発言される際はお手元のマイクをミュート解除にいただければと思います。なお、冒頭にございましたように、時間がかかりタイトになっておりますが、3分以内ということをお願いしたいと思います。どなたからでも結構ですけれども、いかがでしょうか。

塩野委員。

○塩野委員 丁寧な御説明を大変ありがとうございました。

塩野と申します。よろしくお願いたします。

非常に広範にわたった内容でいらして、どれもこれもすべきことと理解しております。その中で、知財を今後マネタイズしてビジネスにしていく中でどこに手を入れたら一番インパクトがあるかなと考えますと、日本の大きなレイヤーですと、まず、大企業の経営者の頭の中に知財ポートフォリオを構築するということが常にある、知財担当役員任せやCTO任せではなくて、CEOレベルで事業をつくるための知財ポートフォリオを構築するのであるということができていなかった際に、例えば、日本の自動車エレクトロニクスといったところは、モバイルアイを買うチャンスは何回もあったのに、買わずに、1.7兆円でインテルが買った。もっと昔でしたら、皆さんのお手元にあるAndroidは、もともと50億円で安くグーグルが買った。それは、別に、今、自分の知財ポートフォリオの中で似たものを違うアプローチでやっているから要らないではなくて、買っておけばよかったみたいなことが起きるので。知財ポートフォリオを借りる・買う・つくるの中で構築していくというマインドがどうしたら醸成できるのかなということがあります。

今、ここで頂戴している、例えば、大学の知財カーブアウト、スタートアップのレイヤーですと、同様に、プロジェクトマネジャーレベルで、知財というものがあるのだということをしてデイ・ワン・グローバルでやる場合は、自分たちの知財を使っていくというより、どちらかという、大きなアクターやプレーヤーに対して権利侵害をしてしまうほうが怖いので、そっち側を見据えられるような人材をつくらないということ。特に基礎研究から最終製品のほうに近づけば近づくほど、知財は物量なので、物量がないとコストが高くなる。そうであれば、アライアンスをするのか自分でやるのかみたいなことは、プロジェクトマネジャーレベルのセンスとして、必要なこと。そうしますと、ここでお示しいただいているような、中小企業の知的経営支援ネットワークみたいな草の根的なものは、有意であると同時に、どうやったらもっと広がるのかなという感じがいたします。

そういった状況をグローバルでとらまえると、最後にいたしますけれども、今は割とチ

チャンスがあって、経済安全保障上、同志国との標準化・ルール形成をもう一度やらないといけないチャンスが来ているので、そこに日本がアクターとしてもう一回ルール形成に入れるかもしれない。そこにおいて、民間が官や諸外国のルール形成を様子見して後追いでやっているという、どうやったらその心構えを変えられるかなというところをいつも考えております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

竹中委員。

○竹中委員 幾つかあるのですけれども、2点だけ、お話しさせていただきます。

資料3に関して、Ph. D. の割合が減っているということですが、アメリカやドイツ、恐らくイギリスもそうだと思うのですが、Ph. D. の学生は、授業料が無料なだけではなくて、給料も出ています。私も相談を受けることがあるのですけれども、自分の息子・娘をどこに送るかと言われたときに、ドイツは無料だし、アメリカも優秀な人であれば無料だということだし、おまけに、アメリカの場合は、多くの人がある後に起業して就職するという形で、いろいろな就職の機会もあるので、あまり日本に残ることは勧められないということが現状なのです。私は、少なくとも国立大学ぐらいは無料にしたらどうかと思っています。

資料4のインテグリティについて、事前説明のときをお願いされて、うちの大学やアメリカの大学の取扱いを調べたのですけれども、アメリカの大学の場合は、大統領令が出ていますので非常に厳しくて、サンクションをされることもあるので、ワンストップオフィサー、すなわち、オフィス・オブ・リサーチ、リサーチを管理している部門の中に、1人、責任者がいて、何かあったらその人が判断するという拠点をつくっているということです。エクスポートコントロールオフィサーがセミナーをやり、アメリカの場合は特に国籍がアメリカでないとは参加できない研究なども決まっておりますので、防衛という点では、相当意識しているということです。その中でも、大学は研究の自由を重視しておりますので、バランスのあるやり方をしたい、多様性ということは特に重要になってくるので、外国から来る研究者を排除するような形にならないようにということも非常に気をつけているということでした。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 御説明をありがとうございます。

幾つかあるのですけれども、手短にしないといけないということで、結論から言うと、日本は、変わらなければいけないのに、型にはまり過ぎている状態から脱却できていない、それは、教育も変わろうとしているのでしようけれども、抜本的な風土が変わらないから、

企業側が変わらないから、幾ら学生が変わろうとしていても受け入れてくれない風土があるという感じはします。

例えば、冒頭の開発費が資産ということは、私は当たり前だと思っていて、開発やイノベーションは、経営側からすると、ある種、ギャンブルだと思うのです。未来は予測できない。ある程度は予測しながら動くのですけれども、確実ではない未来に対していろいろなことをやっていって、人への投資や技術への投資をしていかなければ未来の成長はないわけで、これは経費ではないのですよね。本当に資産になっていくのですよね。

ドクターの話ですけれども、どうなるか分からないけれども、未来のために人を育てていく、ユニークな発想を持っている人こそがドクターとなるべきであって、もしかしたら社会的な常識ではない発想も中にはあるかもしれませんが、それこそ未来につなげていく人材だと思うので、先ほど話があったように、特別扱いと言うのは変ですけれども、国がそこに投資してもいいと思うのです。

セキュリティ・インテグリティに関しては、話が若干ずれるかもしれないのですが、中小企業の製造業はよく下請的な立場になっていることが多くて、大手の方たちが監査で見に行きますと言って、数か月後に同じラインを内製化されてしまうということもあるのです。これは海外のことではなくて日本国内で起きていて、日本人同士が、それも大きな企業が小さな企業をいじめているのと一緒で、こういう発想を変えていかないと、さっきのお話で99.7%が中小企業にもかかわらず、大手が自分たちの足元しか見ないわけですよね。未来の日本を考えてみれば、一緒に成長していこうという発想があるべきなのに、そういうものを持っていない集団がまだ存在しているということだと思います。今も、中小企業は、いろいろな意味で開発や人に投資しなければいけないけれども、お給料を上げられないところだって現実にある。それはなぜか。今もまだ値上げをしてくれない企業、特に大手がいて、中小企業も下請Gメンの存在すら分からないというところもあるのです。だから、すごく矛盾しているかもしれないのですが、国は、全てを守ろうとしますけれども、例えば、コロナのとき、末端の中小企業まで守ろうとしますけれども、本当は、情報を取りに行く、イノベーションを生もうとしている、人材を教育しようとしている、その99.7%の、どれぐらいでしょうか、60なのか50なのかだけを守りながら、方向性を示していくべきなのかもしれません。これは非常に繊細な話ですけれども、私が中小企業の経営者なので言えることだと思うので、全てを守るのではなく、当然大手にも問題はありますが、本当にインテグレートをしていこうとしているところに積極的にいければと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

加藤委員が途中退席と伺っていますが、加藤委員、御発言はいかがですか。

○加藤委員 ありがとうございます。

私から、4点、手短にお話しさせていただきます。

全体として、いろいろな施策が打たれるということで、喜ばしいことだと思うのですが、昨日、たまたまファンドの方とお話しすることがあって、「日本の大企業は、勇気もハウももうないんだね」とぼっさり言われていたので、先ほどお話しされた方の御指摘はそのとおりなのではないかと思っています。

そんな背景の中で、4つのうちの1つは、私は静岡におりますけれども、商工会を活用するという話も出ていたかと思うのです。スタートアップとかの若い人たちは、高年齢と言っていいのか分からないのですけれども、レガシーな方々がいる商工会にあまり進んで近づきたくないという、そんな組織になっているかなということは、留意しなければいけない点かなと思います。

2つ目は、スタートアップ仲間同士であれするのですけれども、年度区切りの事業が多くて、年に1回のワンチャンス逃すと補助金申請ができないとか、公募に応じられないということが多くて、スタートアップも刻々と状況は変わりますので、いつでもサポートしていただけるような事業が出るのであれば、年がら年中申請できるという制度設計が必要かなと思っています。

我々は農業の事業をやっていますので、農水省が知財強化に当たることはすごく喜ばしいなと思っています。実際に、種苗で、シャインマスカットとか、ニュースではいろいろと騒がれているのですけれども、守りようがない部分もあって、植物は、全能性といって、ちょびっと組織を持っていけばコピーできてしまうようなものなのです。守るというよりはやっぱビジネスで攻めていくという戦略にしないと、ただ日本に閉じ籠もって鎖国して守るんだみたいな戦略だと、難しいので、知財とともにビジネスの積極性みたいなものがないと、農業事業で海外でも稼ぐことは難しいのかなとは感じています。両面でしていかないと、知財だけを守っていても、どんどん縮こまってってしまうのかなとは感じています。

最後、4つ目です。食コンテンツも相当大きな可能性を秘めていると思うのですけれども、こちらも、職人仕事になっていて、なかなかビジネス化していないことは大きな課題だと思います。そのビジネス化の一つのキーとしては、知財だと思っています。料理の研究と知財ですね。そこもより強化していくような施策が打たれると、食コンテンツは、職人だけの仕事ではなくて、きちんとビジネス化する可能性がこれから大いにあるのではないかなと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

会場の御発言のある方は、分かるように、これを上げておいていただけますか。

梅澤委員、お願いします。

○梅澤委員 3点、あります。

1点目は、環境認識あるいは日本の基本戦略の考え方なのですけれども、1ページ、例えば、5ポツ目に、課題解決、SDGsというキーワードがあります。この課題を解決するこ

とが先ということに日本の強みが相当あるなど思っていて、分かりやすく言うと、人生を豊かにするという話で、こういうキーワードもなるべく冒頭に入れておいたほうが、いわゆるクールジャパンあるいはエンターテインメント産業みたいな話につなげるときにも、いい枕になるのではないのかなと思っています。

2点目、知財戦略の経営戦略への組み込みという話が、さっき、塩野さんからありました。無形資産を中心とする経営戦略に転換をしましょうという話で、そうすると、7ページに書いてある知財・無形資産の非財務情報を含めた価値評価の在り方を検討しますということが極めて重要になるなど思っています。株式時価総額における無形資産比率が低いという話もあって、そこを解決していく上でも、とても大事な取組になると思います。無形資産の中で、設備投資や研究開発投資を中心にこのペーパーでは書かれているのですが、ここにブランド投資というキーワードもきちんと明記しておいたほうがいいかなと思います。6ページにイノベーションボックス税制の適用範囲の再検討みたいな書き方もされていますが、結局、この知財活用によって製品・サービスからの利益のところまで適用範囲になるとなった瞬間に、知財と事業をひもづける戦略思考を当然強く意識することになるので、その誘因としても、このイノベーションボックス税制の適用範囲の再検討をぜひ次のラウンドでお願いしたいと思います。

3点目、人材の強化は、幾つかの項目で書かれていますが、例えば、77ページにある「(2) コンテンツ開発や利活用における人材育成」では、国内の人材を頑張る、育成を強化しますということに加えて、海外からのクリエイターやビジネスプロデューサー人材をどう誘致するかという視点を織り込むべきだと思います。それとセットの話として、日本国内がグローバルプラットフォームの動画コンテンツのプロダクションハブ化されることで、放っておいても人材が集まるようになると思うので、そこまで見据えて織り込みませんかと提案します。83ページ、オープンイノベーションを支える人材の多様性という話がありますが、もう少しこれを広く考えると、スタートアップエコシステムやイノベーションに関わる人たちの人材の流動性が低過ぎることが根っこにあると思っています。労働市場の流動化、分かりやすく言うと、スタートアップやベンチャーキャピタル投資を経験してからもう一回大企業に戻るような人たちという人材の還流がもっと起こっている状態をつくりましょう、そのためには労働市場の流動化というより大きなテーマももう一回ここで取り組んではどうでしょうかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

松山委員、お願いします。

○松山委員 丁寧な御説明とすばらしい資料をありがとうございました。

私は、資料5の推進計画の検討状況に関して、2点ほどだけ、コメントをさせていただければと思います。

1点目が、32ページ以下に書いてある「(4) 知財紛争解決に向けたインフラの整備」

でして、資料にも指摘されているように、グローバルな事業展開を行う企業が知財紛争に巻き込まれるリスクは高まっております。また、特許の内容自体も、今、いろいろと判決も出ていますけれども、ネットワーク関連発明ということで、どうしても国をまたがった発明になっているので、そもそも発明がなかなか国内で捉えられないというところもあり、この辺は、属地主義との関係でも、そもそもの日本の特許制度の在り方自体が、改正も含めて、検討されているところかと思えます。そういう状況の中で、紛争の解決方法はいろいろとあるのかなと思えます。今、ここに、ADRの話、仲裁の話、統計データもいろいろと載っていて大変見やすいなと思っているのですが、年数件で横ばいの状況というところで、紛争があった際に、選択肢として挙がってくるように、宣伝などうまくできたらいいなとは思っているところです。国際仲裁についても記載いただいております、仲裁法を改正して、グローバルなスタンダードに沿ったルールになり、かなり整備がされた状況になっていると思っているので、今もすごく広報なり啓蒙活動なりをしていただいていると思うのですが、そういった点をより頑張っていくといえますか、国際紛争についても、日本の地が、仲裁地に選ばれる、選択肢として出てくるようなところを目指せたらいいなと思っております。私自身は、弁護士なので、契約のレビューをすることも多いのですが、紛争解決条項は割と形式的に見てしまうこともあります、法務の方なり弁護士が、紛争解決条項をどのように定めるのか、しっかりと考えて、契約によってはすごく重要なビジネス的な問題になることもありますので、重要な契約の場合には、経営陣も巻き込んで、こういうところに意識を持ってもらえるように、そういう予防的につくられているところから考えていけるといいなと思っております。

もう一点だけなのですが、大学の方も多い中であれなのですが、38ページ以下、「(1) 産学連携による社会実装の推進」で、44ページ辺りの大学の研究者のコメントで、転職時に権利の移転作業がうまくできないと転職後に研究が継続できないというコメントが書いてあります。実際にそういう問題は何度か見てきたことがあるなと思っております。転職時に決めるよりは、本当は、発明発生時、遡れば、そもそも、共同研究をする、研究に着手する時点で、今後その研究者が移籍することも想定しておくべきで、メインになる研究者が発明を残してどこかに行き、研究が継続できないとなると、ゆゆしき問題なのかなと思っておりますので、最初の段階から権利が確保できるよう、なかなか力関係でできないこともあるので、いろいろとサポートできるような体制ができているといいなと思っております。現在、初の裁定請求事案として、公共の利益のための通常実施権の設定を求める裁定請求がなされ、2年以上、工業所有権審議会で審議されていると思っておりますけれども、産学連携絡みのようで、いろいろな事情はあったと思うものの、最初の時点で取決めがもう少しきれいに整理されていれば、こういう問題は起きないのかなとも思いました。研究の社会実装というところを何かサポート、整備できるとよいなと考えております。

ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

本田委員、お願いします。

○本田委員 御説明をありがとうございます。

それぞれ、本当に行うべき課題は必要だと思うのですけれども、例えば、国内イノベーション投資の促進、産学連携、社会実装の推進、高度人材の育成は、独立した課題なのかというと、それぞれが非常に関連していると考えております。むしろ、例えば、イスラエルのケースですと、イスラエルの国がスタートアップ推進のためのお金を投資する。その技術は、イスラエルの国の技術だけではなくて、海外の技術まで投資する。そのときに、条件としては、必ずイスラエルの国の中で、スタートアップを起業をしてほしい、雇用としてもイスラエルの人材を一定程度はきちんと雇って、それによって技術力も上げ、組織としても、国を豊かにしていく、起業を介して国力の形成を推進しているような国もあることを考えますと、これは独立して考えるよりも国として一体的に考えていくべきなのではないかとは思っております。国内のイノベーション投資の中で海外に投資している金額が多いという事実自体も、いかに国内に投資を進めるかといった視点で、魅力的な技術をきちんと日本の中で推進することができるようになるかという点で、魅力的な技術をきちんと日本の中で推進することができるようになるかという点で、大学の研究成果に関しては、今、スタートアップ推進ということもあるのですけれども、日本のベンチャーキャピタルも日本の中で日本の企業をつくるという流れは随分あるものの、投資金額がまだ足りないといったところもあって、例えば、創薬ビジネスであれば、今、日本でスタートアップを育成するにはお金が足りない、それだったら海外でスタートアップをしたほうが良いという流れになってしまっています。海外で起業して、人材も海外の人材を使うみたいなことになると、日本が空洞化する。専門人材も、日本の中で研究開発をするような場がないのであれば、そこに積極的に学ぶモチベーションも湧かないということがあろうかと思っておりますので、国内のイノベーション投資みたいなところと高度専門人材は、関連して、課題としては共通で見えていくべきものではないかなとは考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

波多野委員、お願いします。

○波多野委員 ありがとうございます。

私は、新大学、東工大の立場から、量子の研究の立場から、そして、CSTIの議員の立場から、申し上げたいと思います。

今、第7期の科学技術基本計画の策定が始まろうとしているところですが、今日伺った知財戦略は大いに盛り込んでいって、先ほど本田委員からございましたように、人材育成もうまくリンクして盛り込めればと思います。そうしないと、国民にとって、知財の何がうれしいかということは分からないのですよね。知財が流出してしまうと、例えば、日本の優位性が立たない、こういうことがあるということ、事例を挙げて、もっとアピールしていくべきだと思っています。

その中で、さっきの本田委員と重なってしまうのですけれども、その中のキーは、量子

もイノベーション戦略を出したところなのですから、国際連携なのです。国際連携のどういうところとどのようにやっていくかというところ、それに対する知財の戦略、標準化をはじめとする国際的なルールづくりをいかに先導できるかだと思っています。その中には、インテグリティオフのところをどう情報管理していくかという、かなり複雑で、でも、うまくやれば世界を先導できる、先ほど梅澤委員がおっしゃったような、チャンスだとも思っています。これは非常に重要だと思っています。

大学の知財でいいますと、東工大の学生にアンケートを取ると、40%の学生がスタートアップをやりたいと言っているのですよね。だけれども、まだ知財も何も分かっていない状態だと。私も、博士の学生が研究室で起業しましたが、知財に対する重要性は分かっていない状態で、危険な状態だと思っています。一方で、先日、ドイツに行ってきたところ、ドイツは量子でスタートアップが遅れてしまったのですよね。産業界がしっかりしているので、スタートアップの必要性がなくて、日本と同じように少し遅れてしまったものを、一気に開発しようとして、それこそ、イスラエル、ヘブライ大学からどんどん来て、講師をしていて、その中で、一つ、重要なことを言っていたのは、スタートアップでディープテックをやろうとすると、5件の特許を出しなさいというメッセージをしていたのです。そのような、知財で守る、標準化を取っていくというところを、早くから、スタートアップの初期の段階から、しっかりと定常的に教えていくことが重要だと思っています。

博士の人材育成については、国際卓越や地域中核パッケージでかなり文科省も投資してくれています。授業料も、博士については、一部フリーになりつつあります。一方で、活躍の場所がないのですよね。活躍の場所を創出していくということをもっと施策として知財とともにやっていかなければいけないと思っています。その場合に、文科省に限らず、府省連携でやっていただかないと、経産省も、先ほどのイノベーションボックス税制の一部として博士人材を採ったら税制を優遇するとか、強くメッセージをしていって、その人材が育つように、活躍するように、育成だけではなくて活躍する場を、この知財戦略を通してメッセージができればいいなと思いました。

時間が来ましたので、以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

田路委員、お願いします。

○田路委員 ありがとうございます。

知財推進計画の大きな方向性については全く異論がないところで、具体的に2つ、提案というか、お話ししたいことがあります、

まず、研究開発において、知財を資産に捉える企業マインドというところで、さっき何人か意見がありましたけれども、初期から関わっていて思うことで、経営者の意識に知財がなかなか入っていかないのは何でだろうという問題意識があります。さっきおっしゃっていたとおり、知財ポートフォリオを経営者が頭の中に置くということは、ひとえに財務

諸表とのひもづきだと思っているのですよね。要は、経営者が一番意識することは、バリュエーション、つまり、時価総額なのですけれども、それと、純資産、つまり、株主資本との差が、知的資本といわれる、いわゆる無形資産の価値そのものだと思うのですよね。ここをきちんとひもづいた形で経営者にインプットしない限り、CEOが知財戦略の頭になることがないのですよね。ここのアウトプットが、ずっと、この5年間ぐらい関わっていて、ない。だから、財務諸表と知財を結びつける論理的な構造をつくってほしいということが、まず、あります。私はスタートアップという立場なので、資金調達におけるバリュエーションは、さっきの、VC投資判断において知財のあり・なしでバリュエーションが異なるという、こんな簡単な話ではないのです。要は、もっと変数がいっぱいあるのですよね。だから、バリュエーションに与える影響が具体的にどういう変数になっているかということをもっと解明しないと、この一言で知財意識が変わることはないです。具体的に言うと、バリュエーションと知財の関数みたいなものがきちんとない限り、最終的にVCが知財を評価してバリュエーションに反映することは絶対ないと僕は言い切れるので、ここの議論が浅過ぎるということが、まずは、1つ、言いたかったことです。

2つ目が、いわゆるプッシュ支援という話があって、今回、例えば、特許審査官を審査請求後に投入すると書いてあるのですけれども、これは全然意味がない。審査請求を導くためにどういうプッシュができるかというほうが、すごく重要なのです。まず、特許庁の中にプッシュ支援のチームを組成すべきだと思っていて、審査請求に行くためのプッシュ支援という具体的なアイデアを詰めたいと思っています。僕には、2つ、具体的なイメージがあるのです。1つは、国際出願におけるISRみたいなことをやっていくべき。つまり、審査請求に行く前に、新規性・進歩性の評価をしっかりとするというサポートがあるかないかで、特許意識は変わる。もう一個は、FTO調査、つまり、事業をやっていく上で競合調査はすごく大事なのですけれども、シンプルに言うと、特許分類で競合調査をかけること自体をサポートしているだけで、自分たちがやる事業と特許のひもづきははっきりとするので、この2つのサービスは絶対にやってほしいです。もう少し議論の解像度を上げてアウトプットをしてほしいということが、僕の希望です。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

私からは、2点お願いします。

まず、1つ目は、資料5、44ページ辺りの、大学における研究において知財人材と博士も含める人材づくりに注力し、その活躍と流動性が促進される中においては、この部分の環境整備とルール化がとても大切で、これは前提条件かなと思います。松山先生もお話しされていましたけれども、規程や学則で最初にこのルールを決めておくことが重要で、今、具体的な方向性を記していただいているわけなのですけれども、前提条件という

ころに注視をしたいと思います。また、裾野拡大に向けて、高校の授業でも普及していこうとの方針で、大学と高校との連携も一層力が入ると良いですし、博士や修士に知財科目は幅広い分野の中で実務面・学術面の両面で必要だと感じます。私どもの大学でも知財を生かす事業の構想を研究する科目はありますけれども、いろいろなフェーズがあると思いますので、今、田路さんが特許審査会のお話をされましたけれども、私もフェーズ別にいろいろな支援が必要と思っております。

2点目は、65ページの中小企業のところで、全国各地の中小企業は、地元にも雇用を創出する重要な役割というところは、理解できるころだと思っておりますけれども、同時に、イノベーションの源泉としてエコシステムの中で極めて重要ということの認識がまだ希薄なのかなと思っています。この根拠や具体例がもう少し明らかにできないか、独自技術の部分を、知財への昇華といいますか、関連性なども明確にできるような理論や情報の促しがあると良いと思っています。中小企業も、スタートアップも、M&Aがこれから様々な形で増えていく傾向はありますが、そのときに、最初の知財を小さな金額ベースで契約してしまい、そのルールや状況がM&Aのときにネックになって、形式的な無理や企業価値の適正化が損なわれるなど、そのようなケースの事例を聞くことがありますので、この最初の部分に、専門家たちが力をお貸しすることが有効かと思っております。

よろしくお願ひします。

○渡部座長 ありがとうございます。

オンラインで、杉村委員、お願ひします。

○杉村委員 ありがとうございます。

今、海外におりまして、御説明の内容も会場の声もとぎれとぎれでほとんど聞き取れませんので、おそらく指名いただいたと思いますが、違っていたら教えてください。接続が非常に不安定でございますので、ビデオはオフのまま発言をさせていただきます。

まずは、この短い間に資料5を取りまとめいただきまして、渡部座長、事務局の皆様には、心から感謝を申し上げます。

表題の下に副題をつけていただきましたので、推進計画2024の目指す方向性が明確に理解できるようになったと思います。

資料5の内容につきましては、基本的には賛成でございます。

少し意見を申し上げさせていただきます。

まず、第1点目です。イノベーションマネジメントの高度化についてです。イノベーションボックス税制に関しては、スタートアップや中小企業が取得した知的財産の社会実装の推進のためにも、全体の動向を見ながら、ライセンス収入や譲渡所得以外も対象とするとの対象範囲の拡大を含めた見直しの検討をぜひとも継続して行っていただきたいと思っております。そのためには、知財の価値、金銭的価値を適切に評価し、可視化することが重要であると考えます。知的財産の収益増大に及ぼした影響を可視化し、我が国の企業等が知財を活用してイノベーションの推進につなげていく流れをつくることで、知財がイノ

バージョンのために必要なものであるということを、中小企業、スタートアップ、大学教授、研究者、個人の方も含めて、改めて強く認識できるものと考えております。

2番目ですが、「(2)海賊版・模倣品対策の強化」、26ページの最後のポツに関してでございます。2022年10月施行の改正商標法、意匠法、及び関税法により、税関での個人輸入規制の強化の実効性が高まることが実証されましたので、例えば、海外の日本向けオンラインファーマシーによって海外の非権利者製の特許・医薬品が販売され、直接個人輸入されることなどが、主に健康被害などの危険性の観点から、問題とされてきた点や、いわゆるレトロゲームの海賊版を収録した近隣諸国等の外国製のハード機器が、当該近隣諸国等の海外のショッピングサイト等において販売され、直送・個人輸入されること等が、主に推定被害額の大きさの観点から、問題視されてきた点について、同様に、特許法や著作権法の改正についても検討していただきたいと思いますと思っております。

○池谷参事官 すみません。時間を経過しておりますので、発言をおまとめいただけると。

○杉村委員 …そちらのお声がとぎれとぎれで明確に聞こえないのですが…続けます。知財紛争に向けたインフラ整備の36ページの最初のポツに関し、日本で国際仲裁が利用されるためには、まずは仲裁人の育成が重要です。WIPOの仲裁センター、各国の仲裁センターでの研修等があれば、日本から人材を派遣して、国際感覚を学べる機会を推進して人材育成をしていくような政策を検討していただきたいと思いますと思っております。

中小企業／地方（地域）の知財活用支援に関し、日本商工会議所、INPIT、特許庁と共同宣言をした4者連携に基づき、今年は特に、スタートアップや中小企業の知的財産の価値を評価して投資につなげ、合併等に際して課題となる知的財産の評価にも力を入れているところです。

農林水産分野の知財活用の強化に関し、税関における輸出に係る認定手続への見本検査制度の導入のための関税法改正の要否の検討の必要性です。現行の関税法上、見本検査制度が輸入に関わる認定手続にはありますが、輸出に関わる認定手続ではないことから、育成者権侵害種苗の持ち出し防止のために、税関による輸出取締りのための認定手続において、育成者権侵害疑義種苗の見本のDNA検査等を行うことができない現状に問題がないかどうか、検討する必要があるのではないかと考えております。

また、メタバースにおける知的財産、特に有償で売買されるオブジェクトデータを適切に保護することができるように、著作権法、意匠法等の拡充の要否の検討、属地主義の下での国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明の件に関しましても、さらに検討を推進していただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○池谷参事官 杉村先生、すみません。事務局でございますが、申し訳ないのですけれども、時間が大幅に超過しておりました。後日、書面で今の御意見を提出していただけると助かります。よろしく申し上げます。

○渡部座長 ありがとうございます。

福井委員、お願いします。

○福井委員 どうも会場の御発言が十分に聞き取れなくて、もし的外れなことがあったら、申し訳ありません。

資料5について、私もコメントをさせていただければと思います。

最初に申し上げますと、全体は本当に大変よくまとめていただいて、また、私がこれまで見てきた推進計画の中でも全般に非常に読みやすい計画の記載になっており、大変よろしいなと感じているところです。また、各委員の先生方の御発言も、聞き取れた部分は、勉強になることばかりでした。

その上で、23ページ、海賊版です。被害の状況はまさに書いてあるとおりでして、特に海外翻訳版の漫画の海賊版サイトも含めると、今、恐らく月間でのアクセス数は10億アクセスを超えている。大変残念ですが、史上最悪期にあるだろうと思います。これは日本文化の海外人気の反映でもありますが、相当深刻な状況です。こういう中であって、24ページ、ちょうど16行目、「民間と連携して取組を進めてきた」という言葉があります。これは本当に重要でありまして、例えば、出版会とIT界では、2018年以降、定期協議をずっと行って、これは60回を超えています。ほかの箇所にも出てくる、検索結果の削除などのマルチステークホルダーでの押さえ込みの心臓部になっているのです。よって、こうした民間の協議との有機的な連携の視点をさらに出していただけるといいかなと思いました。

続いて、58ページ、私も関わりますデジタルアーカイブについてです。書いていただいているメニューは、どれも重要で、全く賛同できるところです。そうした中で、58ページの22行目、「2026年度以降のデジタルアーカイブ推進計画の検討」という言葉があります。これは非常に重要でして、特に官民連携による横断的なデジタルアーカイブの推進計画であることを明記いただくと、さらにいいかなと思いました。また、この関連で、必要な法制度の整備の検討もデジタルアーカイブの振興においては非常に重要ですので、今のところは記載がないようですので、入れていただくとよいかなど。もう一点が、各地域や各ジャンルの民間のデジタルアーカイブが孤立して壁にぶつかっているのです。そこで、そのサポート体制、各地域・ジャンルの民間デジタルアーカイブのサポート体制も入れていただくといいかなと思います。

○池谷参事官 福井先生、大変申し訳ありません。時間を過ぎておりますので、簡潔におまとめいただけると幸いです。

○福井委員 分かりました。

78ページに行っていただきまして、コンテンツ人材の育成の話があります。これも、非常に重要です。先に言ってしまうと、後のクールジャパンにも関わってくるのですけれども、24行目に「マンガ、アニメ、音楽、ゲーム等」と書いてあります。次のページを見ると、8行目に「マンガ、アニメ、音楽、現代アートなど」と書いてありますので、全般でスコopが定まっていなという気がいたしました。全般に、漫画、アニメ、音楽、ゲーム等に、ライブイベントとアートを加えた6分野を挙げていただくのがよいのではない

かと思えます。ライブイベントの視点は、現在の計画に全くありませんね。今、海外においては、日本のライブイベントに対する注目が非常に高まっており、例えば、サマソニがバンコクに今年初めて進出します。

コメントとしては、以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

今手を挙げていらっしゃる方は、ほかにはおられないでしょうか。

取りあえず1順目のところでございますけれども、ここまでで事務局から御説明等がございましたらいただければと思います。いかがでしょうか。事務局、よろしいですか。

○池谷参事官 結構です。

○渡部座長 続きまして、「コンテンツ戦略WG・Create Japan WGとりまとめ」及び「AI時代の知的財産権検討会中間とりまとめ案について」、資料6～資料8に基づきまして、事務局より、説明をいただければと思います。

○佐野次長 事務局から、説明申し上げます。

まず、資料6と資料7が、コンテンツ戦略ワーキンググループとCreate Japanワーキンググループで取りまとめました、新しいクールジャパン戦略に向けての素案でございます。説明は、時間の関係もございますので、資料7の説明は資料6の概要の説明をもって代えさせていただきます。この中身が、知財計画、先ほどの資料5、87ページから90ページ、23ページの海賊版、77ページの人材にも溶け込んでいるということでございます。

資料6の1ページ目でございます。概要としまして、まず、状況認識を記載してございます。コンテンツの世界人気が本格化している、右側のほうで、食の世界人気も一般化してきているといった中で、日本ファンの深化・拡大が起こってきておりまして、特にリピーターが2000万人超ということで、日本ファンの構造変化が起こっているという全体の状況認識でございます。その上で、課題としまして、PDCAサイクル、体制の問題、ビジネスモデル、人材の問題ということで、まとめてございます。今後の方向性で、3つを掲げておりまして、1点目が再投資への好循環を確立していくこと、2点目が分野間の好循環によって日本ファンを拡大していくこと、3点目は担い手とともに成長していくことということで、整理してございます。そうした上で、基本的な方向性で、1点目でありまして、データ駆動型でPDCAサイクルを回していくということで、ここには数字を記載してございませんけれども、目標としまして、コンテンツの海外展開、インバウンドの消費、食の輸出、化粧品・ファッション等の海外展開全体で、10年後に何兆円に拡大、各国ごとの好感度を何%アップといった形で、目標として掲げていきたいと思っております。その下に4つを書いてございますけれども、基幹産業として捉えて国際競争力を高めていく、体験価値で勝負し高利益を追求していく、インテリジェンス機能を強化していく、分野連携の拡大と発信強化をしていくというところが、基本的な方向性になります。

2ページ目、コンテンツについての各論でございます。上の現状と課題の説明は省略し

ますが、海外展開金額は過去最高の4.7兆円ということで、鉄鋼輸出に匹敵し、半導体輸出に迫る規模ということでございます。今後の取組でありますけれども、コンテンツ産業を基幹産業としてPDCAサイクルを回していく、海外ビジネス展開力を強化していく、最新のデジタルビジネスモデルに対応していく、人材を強化する、海賊版対策を官民一体で強化する、官民連携体制を強化していくという中身になってございます。右側の横断的な取組（インバウンド、食、ラグジュアリー等）でございますけれども、今後の取組として6つを掲げてございます。体験価値化を進めて高付加価値化を進める、価値訴求による市場の新規開拓を進めていく、全体を底上げするアート・デザイン機能を強化していく、イノベーション／人材育成を強化していく、リスクに対応する、日本ファン拡大のために海外への発信を強化するというところで、まとめてございます。

以上が、資料6と資料7の説明になります。

資料8でございます。

こちらの資料の1ページ目を御覧いただきますと、これまで、7回、検討会の中で検討してまいりました。5月中をめどに、公表予定となっております。

2ページ目でございますけれども、基本的な視点を3つ掲げてございまして、大きな検討課題としては2つ、IとIIでございます。

まず、資料の3ページ目になりますけれども、検討課題Iの懸念・リスクへの対応で、法律の関係を整理してございます。学習段階と生成・利用段階でそれぞれ分けて、著作権法は文化審議会著作権分科会でも審議をしておりますけれども、著作権法以外の意匠／商標／不競法の知財について、整理してございます。詳細は、説明を省略します。

4ページ目でございます。「2. 技術による対応」、考えられる技術例ということで、電子透かし、フィルタリング、「robots.txt」といった今までの技術の事例ということで整理してございます。右側の「3. 対価還元の在り方」は、当事者間の契約の話になるわけでありますけれども、追加学習のための学習データの提供や自らが生成AIを開発・提供していくことで対価が還元されていくという方策もあるのではないかと、整理してございます。「4. その他個別課題」で、労力やいわゆる作風の保護、声の保護、デジタルアーカイブの関係、いわゆるディープフェイクとの関係についても、整理してございます。

その上で、5ページ目でございます。全体として、法律だけの保護は限界がありますので、法律と技術と契約、各手段を組み合わせることでAIガバナンスの中で進めていくことが重要であると、整理してございます。そうした中で、目指すべき方向性として、コンテンツの創作者にとって信頼できる開発者の下に良質なデータが多数集積して、高度な生成AIが開発・提供されることで、新たな創作活動につながって、好循環を生み出していくということで、それぞれ、AI開発者、AI利用者、権利者、業務外利用者とございますが、ステークホルダーごとに、期待される取組、望ましい取組をそれぞれ整理しているということでもあります。

6 ページ目が、大きな検討課題Ⅱについてでございます。AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方であります。まず、1 点目、AI自身が発明した場合はどうなのかということは、もともとの具体的に創作的に関与した者が発明者であるという考え方に沿って適用していくということで、整理してございます。2. 進歩性の判断の問題も、現時点では、これまでの運用に従って、その技術水準や常識を的確に把握して、それを考慮して判断をしていくということで、整理をしております。一方で、今後さらなるAI技術の進展等も考えられますので、引き続きAI技術の進展を踏まえて検討していくことが必要であるということで、整理してございます。

資料6～資料8の説明は、以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

竹中委員。

○竹中委員 私は、個人的に、アメリカに住んでいるので、特に日本食品の輸出ということに大変興味を持ってしまして、アジア系のスーパーマーケットに行っても、韓国や中国製品などと比べて、日本の食品は非常に限られているということで、ここの構想委員会で一度そのお話をして、農林水産省に問い合わせさせていただいて、食品の表示や添加物のことで輸出しにくい状況があるということで、それを改善するためのバジェットは取ってあるとは聞いたのです。これからのインバウンドの増加にも関わりますし、また、GIとも組み合わせて、日本商品の価値の向上ということでも、ぜひ輸出を増加させてほしいと思っています。

2 点目は、自分がAI等の検討会に入っていますので、先日もそちらの検討会でもお話ししましたけれども、AI発明とAI利用発明における基準、AI利用発明の場合にどこまで発明者に該当するかという事例を使った基準を早く示してほしいということ、この構想委員会から特許庁に促してほしいなど。どうしてかということ、アメリカでは基準を発表しているので、それと同じ形で恐らく出願がされてしまうと思います。早いうちに促すような一文をいただけるとうれしいなと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございました。

中村委員、お願いします。

○中村委員 クールジャパンのリポートとして、コンテンツ戦略を改めて中核に位置づけるという設計になっています。コンテンツを中間財として横串の役割を果たさせることが重要ということです。コンテンツに関しては、この知財計画の中で、海賊版対策、デジタルアーカイブ、人材育成といった重要課題が分散して記載されているのですが、新たなクールジャパン戦略においては、主に産業戦略として海外展開とデジタル展開という長年の課題を掘り下げて、今回もそれを柱にしています。引き続き、力を入れていくべきです。

その政策の効果として、コンテンツ産業の拡大だけではなくて、波及効果を含む産業全体の活性化が重要になってきます。さらに、今回、日本ファンの拡大や好感度アップといった政策ターゲットにも挑戦するというところで、新しい展開に期待いたします。

一方、全体として、AIにどう向き合うかというもう一つの柱で、日本は8年前にこの知財本部で海外に先駆けてコンテンツとAIについて議論をして、著作権法も改正して、環境を整えました。当時議論をしていた状況が到来しているということです。さらに、今回、この知財計画の第I章に、知財戦略全体の課題としてAIを掲げて、規制するという観点よりもいかに利用するかという観点に立って、周知・啓発や安全に利用するための技術の導入といった事項の関係省庁の取組を促している。これは、日本型のソフトなよい政策と考えます。今後数年、知財戦略はAIが重要テーマになってきますので、その認識を共有しておくことがよいと考えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

塩野委員、お願いいたします。

○塩野委員 丁寧な御説明をありがとうございました。

こちらに記載のありましたビジネスプロデューサー等の人材不足というところで、お話しさせていただければと思います。基本的に、人材から方法論に移らないといけない時期かなと思っておりまして、2点の例です。

1つ目です。アカデミー賞を取った「ゴジラ-1.0」とカンヌを取った「怪物」は、同じプロデューサーなのです。山田さんという同じプロデューサーなのですが、彼がおっしゃるには、自分はそういう方法論とか教育を全然受けたことがない、手探りで賞を取るということを方法化してやっていったと。これは、型化・方法化をして、後を継ぐ人にどんどん教えないといけない。これは日本において欠如しているので、そろそろ方法論にいったほうがいいのではないかということをおっしゃっていた。

2点目が、私が社外取をやっている会社の下に京都の下鴨茶寮があるのですが、非常に名のあるところで、ブランド価値がある。そこにおいて、食というその場でのライブイベントと、周りのECに代表されるマーチャンダイズみたいなことのバランスを取ってプロデュースをしていく。これもまた人なのですけれども、方法論が伝わっていないというか、世の中に確立して、「あのやり方ですね」というものがないことがすごく問題になっております。そこはセンスという言葉で片づけるべきではなく、食の話がたくさん出てきて、これは日本にとっての非常に大きなスーパーパワーだと思いますので、そろそろ人材不足で止めないで、方法論の確立と方法論をどこで教えるかというところに論点を持っていったほうがよいなと感じました。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほか、こちらのAIとコンテンツの関係とかで御発言のある方は。

梅澤委員、お願いします。

○梅澤委員 まず、概論の紙を見て改めて思いましたが、コンテンツ海外展開が4.7兆円と書いているので、どうせなら、ここにインバウンド5.3兆円を加えて、既にクールジャパン産業で10兆円になっているというところから話を始めたらどうかなと思いました。

同じく、概論で、再投資サイクルの話があるのですけれども、これは体験系の話とデジタルコンテンツ系の話を分けないと混乱する気がしています。体験系の話は、希少性が高いので、これはとにかく高マージン戦略を取らないといけません。デジタルコンテンツ系に関しては、多分もう少しいろいろな戦い方があると思うので、これを一緒にくたに書くと、さすがに乱暴かなと思いましたと。

同じく、概論で、全体を底上げするアート・デザインというキーワードがあって、本文のほうは、前回申し上げたことを受けて、かなりしっかりと書いていただいたのですけれども、この概論を見る人のほうが多いので、「アート・デザインで底上げか」と多分言われてしまうと思います。特に、アートに関して言うと、圧倒的に高単価をするレバーになるし、富裕層観光のフックになるという意味で、アートはとても大事だということを、ここでも認識が分かるように書かれたほうがいいなと思いました。

本文のほうで、25ページの目標は、多分まだすり合わせ中ということだと思いますが、なるべく大きな目標として設定していただきたいし、特に食に関しては、繰り返し申し上げますが、農林水産物の輸出だけではなくて、フードサービスの海外展開・加工食品の海外展開も含めて、食産業全体で数十兆円という目標を追いかけたほうがいいなと思っています。

17ページ、クールジャパン機構に関して、これは前回も申し上げましたが、過去の累損があるから慎重にではなくて、いよいよ大チャンスが来ているので、累損は sunk cost なので、これからの投資の量と質が大事だと、胸を張って戦うべきタイミングだと思っています。

18ページ、価値ベースのプライシングの重要性と書いていただいて、これはとても大事なのですけれども、この文章を読むと、ブロックチェーン/Web3やNFTもあるので新規参入が大事だと何となく読めてしまう。そこに新しいスタートアップが入ってほしいことはもちろんなのですけれども、それだけではなくて、例えば、富裕層観光の体験系のようなところも、結局、デザインセンスや経営力や資本力がある新規参入者を入れないと、市場が育っていかないので、書きぶりとして、このテック系だけではないよということが分かるように書いていただきたい。

32ページの実写・アニメは、さっきも申し上げたように、グローバル有力プラットフォームのプロダクションハブ化を目指したらどうか。日本ロケは、スキル向上に資すると書いていますが、それだけではなくて、日本のPRにも資すると思っています。実写も、映画/ドラマに加えて、ミュージックビデオも結構強いツールかなと思っています。

52ページ、ビューティーです。まず、ビューティーは食とコンテンツと並んで世界でリ

リーダーシップを取り得る分野だとはっきりと書いていただくことと、東アジアと欧州系は肌や髪質が違うので、日本発のプレイヤーは、特にスキンケアを中心に、世界で十分に戦い得るという現状認識を書いた上で、応援をするメッセージを出していただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

オンラインで、村松委員、手を挙げていらっしゃいますでしょうか。お願いします。

○村松委員 すみません。次回からは、リアルで出席させていただきます。

クールジャパンに関しては、先ほどから皆さんが述べられているとおりなのですけれども、今、日本のコンテンツの可能性は最大のところまで来ています。私自身は、現状で、いろいろな、海外のアニメフェス、音楽フェス、ゲーム等々のフェスやイベントに行くのですけれども、日本のコンテンツは、クールというよりも、本当にまさしくホットな状態であると思っております。世界中の人々が、日本の、特にアニメが強いのですけれども、アニメ、漫画、ゲーム、音楽で熱狂して泣き叫んでいる姿を目にして、つくづく思っています。クールジャパンの戦略においても、総花的なコンテンツに関して、優先順位をはっきりと民間と一緒に考えていただいて、やっていっていただきたいなと思います。

また、生成AIに関しては、著作権法第30条の4に関する考え方は文化庁によって整理はされましたけれども、権利者や開発者にとってガイドラインとして適切に機能するかどうかという疑問も残ります。何と云っても諸外国からの関心が非常に高いので、海外の動向を見据えて取り組んでいっていただきたいなと思います。クリエイターがとにかく置き去りにならないように、学習によってコンテンツと類似する生成物が大量出力されても、それを権利者がコントロールできないということがありますので、クリエイターの活動に大きな支障が生じる懸念は既に存在します。ぜひいろいろと論議を進めていただきたいなと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

こちらの関係は、ほかに御発言はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

全体を通じて、少し急いで御発言いただいたので、恐縮でございましたが、まだ時間は10分ぐらいあるので、御発言が足りていない方はぜひお願いいたします。

塩野委員。

○塩野委員 塩野でございます。

先ほどのスタートアップの知財評価、バリュエーションにつきまして、20年ほどVCに関わっていて、今、ヨーロッパで400億円ぐらいのNordicNinjaというVCをやっているのですけれども、知財バリュエーションに関しては、個人的には、知財だけでそれは価値があるとはほぼ見ない。ビジネスモデルと接合された上で、将来キャッシュフローがどうなるのか。もちろん知財のアプローチはマーケット・コスト・インカムみたいなアプローチがあ

るのですけれども、日本は、マテリアルサイエンスや素材は得意ですけれども、R&Dから生産の壁とかがあるので、その手前のところでやるには大分安くなってしまおうというか、そこが難しいなと考えています。これが本当に生産できるなら知財価値を持ちますねと、割とキャッシュフローアプローチをしてしまうかなという気がしています。一方で、それが本当に意味を持って大きくなった後は、逆に、知財を低評価にさせて、タックスヘイブンにおいてトリートイーショッピングをするみたいなことをやり出すので、割とそこはセンシティブな内容かなと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

全体を通じて、ほかはいかがでしょうか。

福井先生、途中で遮りましたが、何か追加の御発言はありますでしょうか。

福井先生。

○福井委員 ありがとうございます。

進行もあるでしょうから、足りないところは文書でお出しさせていただくようにいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

少し全体的に忙しかったので、追加の発言や御意見があれば、文書でまた事務局にお寄せいただくということにさせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

少し早めではありますけれども、これで意見交換は終わらせていただきまして、本日の議論を踏まえて、知的財産推進計画2024に向けた調整という形になります。

奈須野局長から、お願いいたします。

○奈須野局長 今日も、また様々な有意義な御議論をいただきまして、ありがとうございました。今日皆さんからいただいた御指摘は、次回までに適宜修正して、また御提示申し上げたいと思います。

今回の知的財産推進計画ですけれども、基本的な編集方針として、テーマの全体の中での位置づけと相互関係を分かりやすくしたいと思って、編集いたしました。そういう観点で、創造・保護・活用という3つのステップに分けて、それぞれの論点のポジショニングを明らかにしたということです。それと、前回、前々回の構想委員会では、人材についての御関心が多かったということで、人材については特に章立てをしたということでございます。

一方で、今回、それぞれの節ごとに、やるべき課題、やるべき施策の方向性は書いているのですけれども、それによってどういう絵姿が達成されるかという、到達度というか、KPIがないなということは課題だと思っております。もう一個のクールジャパン戦略のほうは明確なKPIを設けることにしたのですけれども、まだ本体の推進計画についてはそこまで至らなかったということで、これは継続的に検討させていただいて、可能であれば、来年はどこまでこれらの施策によって達成するのかということをきちんと明らかにしたい

など思っております。

個別論点でいうと、研究開発を費用ではなくて資産として捉えるという観点は、私が十何年前に技術振興課長だったときからのライフワークでございまして、今回、イノベーションボックス税制ができて、知的財産を資産として把握することに将来はインセンティブがつけられるかもしれないとなったことで、この議論についてもさらに具体化を進めていきたいと思っています。

もう一つは、大学の知財の社会実装について、ガバナンスガイドラインを策定して、フォローアップ調査を行いました。その結果、幾つか、論点というか、課題が出てきて、今日も御紹介しましたけれども、研究者の転退職時に研究成果が死蔵・退蔵される原因の一つである、研究者の転職の自由の制限である、あるいは、そもそも大学の研究の自由の制限であるという、転退職時の知財の扱いが不十分であることによる問題が明らかになってきたと思っています。こうしたことは、単に大学の成果を実装するというだけではなくて、職業選択の自由や大学の研究の自由や憲法上の価値とも関連するものですので、これは知財事務局としては真剣に解決に向けて取り組む必要があるのかなと思っています。

中村先生や竹中先生から、AIについて、御指摘いただいております。今回は、世の中のAIに対する関心が、著作権法第30条の4の解釈というか、知財リスクの側面に集中していたので、こういう検討になりましたが、本来は、AIを使って、発明をする、創作をする、特許出願をする、特許を審査する、最終的には、紛争になったときにAIで裁判するとか、知財が生まれてから死ぬまでというか、全てのライフサイクルを通じて、AIが、ある種、破壊的な効果を生じさせるのではないかと思っています。今年は、今、言ったように、リスクを中心に考えてしまったので、追い切れませんでした。こういう知財システムに与えるAIの位置づけについては、今後、検討していきたいと思えます。

私からは、以上でございまして。

今日は、どうもありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

本日の会合はこれで閉会といたしますが、事務局より、連絡事項があれば、お願いいたします。

○池谷参事官 本日の御議論を踏まえまして、知財推進計画2024の素案については、次回、改めて御議論いただきたいと思います。

次回の構想委員会の開催につきましては、5月下旬を予定しております。

本日は、どうもありがとうございました。